

(6)

其 他

0186

RB'-0077



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

B'3102-5

昭和二二 四二八一 平 神戶 八月二日一六〇一発 絡賠
本省 三日一九一六着 田中事務局長

第七八号

(賠償工場内變圧器等搬出に関する件)

最近賠償工場内變圧器等搬出に関する第八軍メモランダムが発
出されているが、右写は日延支部にのみ送付され、関係官廳に通
達がないため本件突如困難を來たしている。一例として当地陸軍
臼浜工廠に河しこの種メモランダムが発出せられたが兵庫管財支
所は中央より正式通達がないとの理由をもつてあくまでこれが搬
出を拒否する態度にでているので至急何分の御取り計らいを請う。

(了)

配布先

文、電、次長、絡賠部長、絡設部長、絡賠部長、絡賠部長、絡秘
書、絡総総、絡設総、業、経、絡賠総、実、輸

外務省

0187

電信寫

B'3102-5

昭和二二 四四三三 平 青森 八月十一日一三二七発 絡賠
本省 十一日一四四〇着 丸山出張所長

第二〇号

(大湊海軍工廠賠償物件に関する件)

大湊海軍工廠の賠償物件中トランス及びモーターに関し八軍より
終連經由建設工業組合あて撤去命令(八月一日A4三八六、三)
が出ているが関係方面より問合せもあるにつき左記折返し回電請う。
賠償撤去の一部として処理するのか、又は賠償目録より除外し
て処理するのか。
残存賠償施設の維持管理上絶対必要なものがあるかそれも撤去
すべきか。

(了)

配布先 文、電、次長、絡賠部長、絡秘書、絡総総、絡賠総
実、輸

外務省

0188

0189

RB'-0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

總 番 號
二〇四三七
符 號
四四四

昭和廿二年九月九日一四時五十分

主 管
總 務

記帳簿

0189

横濱、横浜、仙台、名古屋、
大阪、神戶、福岡各事務 局長
合第五四七号

(賠償請求機械に関する件)

指定十四軍工廠の請求機械台数については、
興えられているが、台数とは相当の働きがあると思われ
管下工廠につき、至急左の原則による正確な数字を調査し、
一時使用許可を得ているものと工廠中に存在する修理設備完全
施設に属する施設とを除外し、二級の工作機械及第二次金屬加
工機械の合計台数(コード、ナムバーを同じくする疎開機械を含む)
む)を右写、中央にも送付された。

外 務 省

電信寫

總 番 號
二三八四二
符 號
二三八五五

平 昭 和 廿 二 年 十 月 廿 七 日 十 四 時 四 十 分

主 管
總 務

0190

終 連 側
東北・横浜・横須賀
東海北陸・大阪・神戸
中国・九州・長崎局長
大蔵省側
名古屋・大阪・廣島
熊本・仙台各財務局長
合第六四四号(至急)

(賠償請求業者等選定の件)

仕電台第六五五号につき名古屋において解釈上誤解せられた点
もあるため参考までに左の通り追加説明する
冒頭仕電左記の二は準備梱包演習に勞務提供をした業者には入
札の機会を興える意味で必ずこれに落札せしめる意味ではない。
従つて入札のための業者指名については廣く選定し適当業者は出

外 務 省

電信寫

B 2.10.2-5

總 番 號	二 四 二 〇 〇
符 號	平
日 時	昭和廿二年十一月一日 一時一五分
主 管 部 局	主 管 部 局

仙台、横浜、横須賀、名古屋
 大阪、神戸、吳、博多
 各 終 連 署 務 局 長
 合 第 六 七 九 号 (至 急)

終 連 裁
 大 藏 大 臣

一 撤 去 関 係 報 告 の 送 付 に 関 す る 件

従來撤去に關する地方よりの報告情報等は常に遅れ勝ちで中央に
 かける事務処理に多大の支障を來している、特に地方は日を通じ
 ての報告は非常に敏速に八軍司令部に到達しているので八軍等と
 の接衝上日本側中央と地方との見解の不一致を曝露し面議からさ
 る結果を來している。この異状より見れば報告の遅延の原因は報
 告自体が完成せぬ場合の他日本側の連絡不良による場合が多いと
 思われるので今後左の要領により報告、情報の敏速確實なる送付
 につき充分なる措置を取られたい

外 務 省

0192

來るだけ加入せしめ少くとも五〇%を以て至三〇%程度の競争率と
 して公正を期せられたい
 本記の三はモニター附機被より先ず製作を開始することとせる
 もモニター無きものについては引続作業を継続することも論で
 ある。

外 務 省

0191

電信寫

B31025

昭和二十二 五九九七 平

吳 十一月七日 八日〇九一一着 給賠

芦田 總裁

服部 事務局長

第一七〇号

(撤去作業の請負業者の選定の件)

撤去作業の請負業者の選定を主要議題として四日中韓地方賠償協議会を開催したが(詳細別途報告す)協議事項中左記御回示請

- 一 中央決定の業者選定要領に示された一般賃銀は現地において適宜に決定し差支へなきや又は中央において基準決定の上指示を受けるものなりや
- 二 撤去作業労務者に対する加配米については中央において審議中とは諒解するも至急御決定請う
- 三 廣島財務局では十八日ごろ入札を行い十一月末までを準備期間として一月一日から本作業に着手七五日間で完了の計畫である

外務省

0194

- 一 中央より撤去関係の報告、情報等を要求する場合には必ず終連各関係省連名をもつて地方終連あて電報文書、電話等をもつて要求するから関係地方廳より本省へ一部、地方終連より中央終連に一部責任をもつて期日までに到達する様に送付あるいは電話連絡すること
- 二 地方Mに提出する資料は必ず写一部を同時に地方終連より中央終連に送付すること

外務省

0193

RB'-0077

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

B'3102-5

昭和二三 六〇二八 平

福岡 本省

十月十日 十一月一日

結城 結城 結城

戸田 総 裁

第三一七号

(賠償資材除去に関する件)

本官発願本第第二四号

貴電第五三三号に關し

御來示通り実施された

但し財務局より中央への報告は必ず当方へも轉電、轉報ありたい

(丁)

配布先 文、電、次長、総監部長、総秘書、総総務、

総監、総、実、輸

外務省

0196

が右にて差支なきや但し本作業の内示は準備の都合上早く十一月二十五日以後でなくては出来ぬ見込(了)

配布先 文、電、次長、総設、総監各部長、総秘書、総総務、

0195

RB'-0077



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

B.3702-5

總符 二四六八〇 平 昭和二十二年十一月十二日 一時五〇分 主 賠 管

中國終戰局長 第一四八号 菅田 總裁

（撤去作業の請負業者の選定の件）

貴電第一七〇号に關し 中央において基準を決定し、昭和二十二年十一月四日付藏國第一六五二号をもつて大藏省國有財産局長より廣島財務局長あて通知済である。

なおその写を吳管財支所長が携行し十日朝帰した。

- 一 解体こん包關係勞務者に対し 一合
- 二 陸運關係勞務者に対し 二合
- 三 海運關係勞務者に対し 二、五合

の加配をなすべし目下安本、において研討中であり、決定次第の通知する。

外務省

0197

司令部よりしばしば注意されてはいるから入札は極力急ぎ、入札後は直に本格的作業を開始するよう計画されたい。なおスキッド作業は業者の決定前といえども三トン以下モーター付のものに付実施せられたい。

外務省

0198

RB'-0077

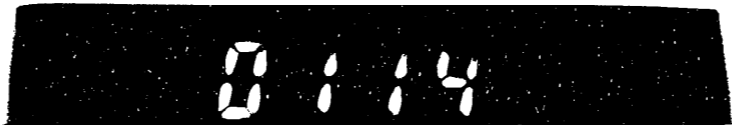
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

B'3, 102-5b

總番號
二四六八七
三四六九四

符號
平

昭和廿二年十一月十三日 一時五十分

主 管 結 賠

横浜、横須賀、東北、東海北陸
大阪、神戸、中國、九州
各事務局長

苗田 總裁

合第六九一號（逕急）

（最終撤去作業の落札状況調査依頼の件）

各工廠の最終撤去作業入札について各財務局と連絡の上左の点
逕急返電より。

（一）工事番号数

（二）各工事の機械台数、重量

（三）各工事の落札價格、落札者氏名

（四）各工事の入札最高價格

外 務 省

記帳済

0200

電信寫

B'3, 1.0.2-5

苗田 總裁
第七三號（十一月十三日電話連絡済のもの郵送）
（各工廠の最終撤去作業入札に關する件）
貴電合第六九一號に關し

大江事務局長

昭和廿二年十一月十三日

結 賠

0199

一 工事番号数	三	山梨京師二機車造兵廠仙台製造所	多賀城海軍工廠
二 機械台数重量	1台 (11000トン)	1台 (11000トン)	
三 各工事の落札價格	大 安 組 14,000 円 栗 原 組 15,000 円 井 上 組 15,000 円	大 林 組 14,000 円 菅 原 組 10,000 円	
四 各工事の入札最高價格	15,000 円 15,000 円 15,000 円	10,900 円 10,000 円	

外 務 省

RB'-0077

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

B'3,1,0,2-4

總番號	二四八九〇
符號	二四八八三
平	昭和廿二年一月四日一六時〇分
主	管 絡 賠
記帳	済

東北、横浜、横須賀、東海北陸、大阪、神戸、中國、九州各事務局長
至急台第六九九号
移運總裁

(最終撤去作業の落札状況調査依頼の件)
往電台第六九一号の(必)に對し、機械台数、総トン数は各工廠全部のものではなく、入札した各工場毎に御知らせせり。

外務省

0201

電信寫

B'3,1,0,2-5

昭和二二 六二六一 平 福岡 十一月二十四日一七時五分發 絡賠
廿五日一四時着
芦田 總裁
第三三六号
結城事務局長

(軍工廠契約に関する件)

軍工廠契約十一月二十日左の通り締結した。第一川棚二一二号
五八〇合八二トン落札價格三、八九五、〇〇〇円特殊建設九州
社入札最高價格四、四〇〇、〇〇〇円、第二大村第一号一〇台一
五七トン落札價格六三四、五八〇円、組入札最高價格一、
四八〇、〇〇〇円数字に疑わしき点あり財務局に問合せ中なるも
取敢えず。(了)

配布先 文、電、次長、総賠部長、絡秘書、絡総総、絡賠総、海軍
実、輸

外務省

0202

RB'-0077

0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

B/S 1.02-5

昭和二二 六四七四 平 吳 十二月九日一六二 着 絡賠

芦田 總裁 吳 管 財

(週間撤去作業に因する件)

週間撤去作業

播磨 四一完成スキッド六〇累計八四こん包完成〇累計六

水野 四五完成スキッド九四累計一四七こん包完成〇累計一三 (了)

配布先 文、電、次長、絡賠部長、絡秘、絡総総、絡賠総、

呉、輸

外務省

0204

電信寫

B/S 1.02-5 (指) 天書評長

昭和二二 六三七〇 平 福岡 十一月二十九日一七五 着 絡賠

川棚 田 總裁 結城事務局長

第三四四号

(川棚工場入札の件)

(一) 工場五七〇台の内一四三台の「スキッドベース」作製工事を除き予定価格二六五〇二五八円に対し佐世保港運輸株式会社 サワヤマシンキチ 二六四八〇〇〇円にて落札した

(注、電信局間通信ふくいの爲遅延)

配布先 文、電、次長、絡賠部長、絡秘、絡総総、絡賠総、

呉、輸

外務省

0203

RB'-0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

B. 3. 1. 2-5

横浜、東北、名古屋、大阪、
 神戸、吳、福岡各地万事務局長 戸田 總 裁
 廿第八八五号(共誌)
 第一、次賠償撤去指令に基く臨時経費配賦に
 関する件
 先般來大蔵省に要求中であつた第一、次賠償撤去指令に基く臨時経
 費は賠償施設処理費より支出することとなつた。貴局分は左記の
 通りにつき旅費は十月より、他は十一月より明年三月まで本経費
 枠内で経理相成す。
 なお本経費の処理は在電台第五三三号、準備指令に基く臨時経費
 と同様に取扱われるも支出の証憑を待つて別途送金する。

總 符 號 二八四八六
 二八四九二
 昭 和 廿 二 年 一 二 月 一 七 日 一 六 時 〇 分
 主 管 記帳 賠 絡 管

0205

外 務 省

記

各地 方(あて)	費 用	費 用	費 用	費 用	計
横 浜	4,000.00	10,000.00	1,000.00	1,000.00	14,000.00
仙 台	2,000.00	2,000.00	1,000.00	1,000.00	4,000.00
名 古 屋	2,000.00	2,000.00	1,000.00	1,000.00	4,000.00
大 阪	2,000.00	2,000.00	1,000.00	1,000.00	4,000.00
神 戸	2,000.00	2,000.00	1,000.00	1,000.00	4,000.00
吳	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	3,000.00
福 岡	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	3,000.00
計					38,000.00

0206

外 務 省

RB'-0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

<p>Ⅰ、積付材料費</p> <p>Ⅱ、梱包補修費</p> <p>(甲) 海 運 費</p> <p>(乙) 陸 運 費</p> <p>▲、積 持 費</p> <p>▼、梱包補修費</p>	<p>特定費率に依る</p> <p>所定料率に依る</p> <p>実費に依る</p> <p>陸 運</p> <p>認可買率に依る</p> <p>認可買率に依る</p>	<p>貨物保管料、貨物留置料、貨車留置料、機械使用料等を指称す</p> <p>貨物を貨車或はトラックに特殊な積付を爲す場合に使用する材料等に要する費用である</p> <p>搬送中に於て貨物に異状を生じたる場合の補修費(通常手直し)である</p> <p>本船舶、倉庫、岸壁等に於て積又は本船への積卸 保管風船修理等の爲主として運搬具を使用せずして短距離を移動する作業に要する費用である</p> <p>陸 運 の 場 合 に 準 ず</p>	<p>記</p>
---	---	--	----------

0208

<p>Ⅰ、積付材料費</p> <p>Ⅱ、梱包補修費</p> <p>(甲) 海 運 費</p> <p>(乙) 陸 運 費</p> <p>▲、積 持 費</p> <p>▼、梱包補修費</p>	<p>特定費率に依る</p> <p>所定料率に依る</p> <p>実費に依る</p> <p>陸 運</p> <p>認可買率に依る</p> <p>認可買率に依る</p>	<p>貨物保管料、貨物留置料、貨車留置料、機械使用料等を指称す</p> <p>貨物を貨車或はトラックに特殊な積付を爲す場合に使用する材料等に要する費用である</p> <p>搬送中に於て貨物に異状を生じたる場合の補修費(通常手直し)である</p> <p>本船舶、倉庫、岸壁等に於て積又は本船への積卸 保管風船修理等の爲主として運搬具を使用せずして短距離を移動する作業に要する費用である</p> <p>陸 運 の 場 合 に 準 ず</p>	<p>記</p>
---	---	--	----------

0209

0120

RB'-0077

浮起重機使用料	認可料率による	重機貨物を搬送する場合等に特に浮起重機を使用する場合の費用である
船積手仕舞費	認可料率による	貨物を本港に搬送した後、特別の積荷手続（積荷指圖書の作成等）を完了させる為に必要な費用である
被破船 本港運費	認可料率による	被破船運賃は被破船に上り中継輸送をなす場合本船運賃（中継港より）最終積出港まで海上輸送をなす場合の費用である

(2) 特殊保険料

賠償施設に生じた損傷を迅速に修理する手続として附保するものである

(3) 仮設費

仮設費の支出は備蓄の額に於ては可及的貯蓄額を利用することとするが現場員宿舍、運搬車、積荷設備等、岸内施設建設、照明装置等に施設を必要とする費用で計算、基礎は解体撤去の費用を算用する

(4) 特別事務経費

船外者との連絡経費、通訳、調査、報告其他作業に關連する諸経費なり

0210

通商手続 地方課長

横須 第二六號

昭和二十五年二月二十一日

横須賀連絡調整事務向表

田中 彦 藏

外務大臣吉田 茂 殿

横須賀地区内賠償施設撤去及船積作業完了に關する件

横須賀地区に於ける賠償施設の撤去及船積作業は昭和二十二年十月第一次撤去作業開始以來本年二月十一日横須賀長浦港に於ける比島向け賠償施設引渡調印式終了を以て第一次第二次、第三次各撤去及船積作業を全部完了したから、併参考と報告する。 尚未償國向け引渡済賠償施設

横須賀連絡調整事務局

B'3.1.1.2-5

0211

設の船腹數梱包個數及重量を次表に示す。

國名	船腹數	梱包個數	重量(噸)
中國	一六	七一五〇	二二一九三
比島	一〇	一九九三	四七五八
英國	一四	二九四二	八三三八
計	五二	一四八九八	四四五〇

横須賀連絡調整事務局

0212

連絡劾

地方課長

次長

東海調整第四六八號

昭和二十五年十一月八日

東海北陸連絡調整事務局

局長 宮崎

外務大臣 吉田 茂 殿



171

0213

賠償

B'3.1.1.2-5

賠償機械搬出に際する勞務者調達に關する件
 管下豊川市職業安定所長は、愛知縣下賠償指定工場たる豊川工
 廠に今回警察予備隊收容のため、同工廠所在の賠償機械の搬出
 に當り、同作業の請負業者である飯野産業が、自ら集めた勞務
 者を以て搬出作業に従業してゐる事實をとらへ、右は職業安定
 法施行規則第四條第四號違反として摘發所罰する意向のある旨
 を東海財務局側に申入れをなした。然るに賠償機械の搬出につ
 いては、大藏省、商工省等の關係各官廳間の申合せに據り、業
 者との契約によつて行い、その勞務は機械力の利用を主とする

連絡調整事務局

RB'-0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0122

陸

しの取外しは早速作業に支障を来すので、代替品の搬付又は他の應急措置をとるまで猶豫方を願ひ出たので海運局より當局に對して右造船所側の希望を民事部に取次方依頼があつた
三 當局では近畿連調を通じ民事部の意向を打診したところ、民事部では今回の場合は特に羽田から飛行機で引取りに来るとの連絡があつたもので緊急已むを得ないものと思われるので造船所側の希望は認められたいとの事であつた。

四 造船所側でも右事情を納得、早速サイレンを取外した。處が本件について造船所より神戸ベイス港灣關係係官にも一應連絡したところ、同係官より、民事部には同課より連絡するからサイレンは元通り取付けよとの指示があり造船所では再びこれを取付けたがその後結局神戸ベイスと民事部と話合の結果、軍側からは十七日朝引取りに来て撤收を完了した
五 造船所側ではサイレンの提供が一時優典か或は軍側で買取

連絡調整事務局

0210

るものが、若し買取るものであればその詳細な決濟方法（米貨か邦貨か）及びサイレン取外しに要した費用（約一萬六千圓）の支拂方法等に付海運局に照會して来たので海運局より賠償應に連絡中である。

本信宛先 賠償 廳 長 官
寫送付先 外務省連絡局長、近畿連調局長

連絡調整事務局

0217

RB'-0077

0124

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan